

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注		注	注		注	注				
			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数が利用定員を超える場合	介護従業者の員数が基準に満たない場合 又は	身体拘束禁止未実施減算	夜間支援体制加算(Ⅰ)	夜間支援体制加算(Ⅱ)	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算				
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 ( 755 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-76単位 -74単位	1日につき +50単位							
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 ( 743 単位)						1日につき +25単位						
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 ( 783 単位)									1日につき +50単位		1日につき +200単位 (7日間を限度)	
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 ( 771 単位)									1日につき +25単位		1日につき +120単位	
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定											
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)											
ニ 退居時相談援助加算			(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))											
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)												
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)												
ヘ 生活機能向上連携加算			(1月につき 200単位を加算)											
ト 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を加算)											
チ 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))											
リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	(1日につき 18単位を加算)												
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	(1日につき 12単位を加算)												
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 6単位を加算)												
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)												
ヌ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×111/1000)	注 所定単位数は、イから)までにより算定した単位数の合計											
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×81/1000)												
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×45/1000)												
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(3)の90/100)												
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +(3)の80/100)												

※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。